

法事・法要等利用助成事業

1 内 容

組合員等を施主とする法事・法要等で京都宿泊所を利用する場合、次のとおり助成します。

区 分	助 成 額
法事・法要等	法事・法要等に要した費用の30%（千円未満を切り捨て）。ただし、費用の合計が50,000円以上の場合とし、助成額の上限を75,000円までとする。

2 対 象

公立学校共済組合京都支部に所属する組合員（任意継続組合員を含む。）、組合員の配偶者及びその2親等以内の親族（※1）を施主とする法事・法要等（※2）の利用で組合員が経費を負担するもの（※3）に対して助成します。

※1 2親等以内の親族…「父母」、「子」、「兄弟姉妹」、「孫」、「祖父母」（下図を参照）

※2 親族以外が多数集まることを目的とする「偲ぶ会」等は対象となりません。

※3 領収書のあて名は申請組合員名が記載されます。

3 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

4 利用手続

京都宿泊所に法事・法要等利用助成届出書（第1号様式）を提出してください。その際に必ず組合員証を提示してください。

5 助成方法

京都宿泊所に対し法事・法要等に要した費用を支払う際に、助成額を控除してお支払いください。

助成額については、直接当支部から京都宿泊所に支払います。

< 2親等以内の親族 >

